

『 役付理事選定のための理事会開催について 』

Q

少人数の本人出席者で総会（※）を行った当日に役付理事を選定したい場合、どのように対応すればよいか？

※総代会規定を設けている組合員200人超の組合は、以下「総会」を「総代会」と読み替えて下さい。

A

①総会が終了した当日に、代表理事（理事長）をはじめとした、いわゆる役付理事の選定のための理事会を開催する場合

→新任の理事全員に招集手続き省略の同意を得るとともに、理事会の定足数（理事の過半数）を満たすことが必要です。

②定足数を欠く場合（理事の過半数の本人出席がない場合）や招集手続き省略の同意が得られなかった場合

→後日、改めて役付理事選定のための理事会を開催する必要があります。その場合は、みなし理事会（持ち回り決議）により実施することも可能です。



〈留意点〉

総会において役員選出を行った後、総会を一時中断し、新たに選出された就任前の理事による理事会を開催して役付理事を選定することは、議決に参加できる資格がない者による不適切な理事会手続きとされるため、代表理事変更の登記申請が受理されないおそれがあります。

ただし、総会開催時、現任の理事と新たに選出された理事が全員同一の場合（一切の変動がない場合）は、現任の理事の地位によって就任後における役決めを「予選」する理事会を開催することは妨げられていません。

『 総会開催時期の延期手続きについて 』

Q

事前手続きが進んでいないため、総会の開催時期を延期したいが、どのような手続きをとる必要があるか？

A

定款に定める期間内に通常総会を開催することができない状況が生じ、やむを得ず延期を検討する場合には、認可行政庁と相談して延期について了承を得てください。

延期の手続きについて中協法上の定めは特にありませんが、少なくとも理事間で共有するとともに、組合員には、定款記載の招集期限以内に開催できず延期すること及びその理由を文書にて通知するなど、可能な方法によって知らせることが望まれます。

そして、通常総会を開催することが可能な時点で直ちに実施してください。延期した総会の実施にあたっては、総会の開催を決定する理事会を開催した上で、定款に従って、招集通知を発してください。

組合等の規模、組合員の分布状況（地区）、定款規定などにより対応が異なりますので、ご不明な点は、中央会にご相談ください。